

# 生物多様性国家戦略2023-2030における目標 「保護増殖事業を完了した種」の考え方について

計画で定めた目標の達成  
⇒ **保護増殖事業の事業完了**  
⇒ 監視フェーズに移行

国内希少野生動植物種指定解除  
⇒ 保護増殖事業計画の失効  
⇒ **保護増殖事業の終了**

①

事業実施フェーズ

監視フェーズ

フォローアップ

事業完了に向けた目標を設定し、事業を実施する。  
目標を達成した場合は事業実施フェーズから監視フェーズに移行する。

必要に応じてモニタリングを実施  
モニタリングは数年に1回程度を想定  
指定解除までを目安とするが、状況に応じて判断

②

事業実施フェーズ

フォローアップ

事業完了に向けた目標を設定し、事業を実施する。  
生息状況等が改善し、国内希少野生動植物種の指定が解除された場合は事業終了となる。

国内希少野生動植物種の指定解除後は、指定解除により、特に捕獲圧が増大するなど、当該種の減少や生態系保全上の支障が生じるような社会的反響が強く懸念される種を対象に、必要に応じてフォローアップ期間を設け、モニタリングを実施する。

保護増殖事業計画の範囲

国内希少野生動植物種の指定が解除されるまで保護増殖事業計画は存続する

フェーズの遷移

① 目標が達成され、事業完了した場合は、中央環境審議会自然環境部会(野生生物小委員会)及び希少野生動植物種専門家科学委員会に報告する。報告した事業については、「事業を完了した種」として取り扱う。

② 国内希少野生動植物種の指定が解除されたことにより、保護増殖事業が終了した場合も、「事業を完了した種」として取り扱う。